

3、EXTENDING AND SHARING RESPONSIBILITY

このセクションの目的

- 1) EPR プログラムを成功させるときに重要と思われる要素について
- 2) 実際にある EPR プログラムの要素を変化させたり明らかにすることが必要

EPR は生産物のライフサイクルを完全にするために、EPR の役割と各アクターの生産物とのつながりとしての責任を割り当てることで、リサイクラーと生産者、そして販売者との最終的なつながりを案出する

3.1 所有権の法的概念の拡大

I、伝統的に生産者に課された放出、排出の規制

→ End-of-pipe / End-of-stack limitation

問題点

- 1) 製品を移動するときに汚染が出てしまうのは避けられないが、従来方法では管理しきれない
- 2) 埋め立て、焼却も多くの OECD 加盟国では強い抵抗にあう
- 3) この方法では危険な製品の義務、責任を移すことができない
例、殺虫剤→販売業者は使用方法を明記する必要がある、製造業者はそれ以上に保管方法にも責任を持つ

従来の規制などを満たすため、費用を内部化することで、生産者が汚染防止のための設備や保険などの責任を負う

II、EPR プログラム

- ・ 従来の方法(ゴミ最小化活動)に取って代わるテクニック
- ・ 良く知られているプログラムとは異なる法的な要求がある
- ・ I - と同様
- ・ 廃棄物の管理のため、販売された製品は廃棄段階(post - consumer stage)において「生産者から消費者に貸し出されたもの」とみなす

生産者は、消費者が使用している間にも将来の所有権を持つ

そして使い終わった後または廃棄段階のはじめに所有権が復帰

(“究極の” post - consumer product responsibility を負う)

EPR プログラムの利点と問題点

利点

所有権は EPR 責任および製品のリユース・リサイクル・回収によって利益を得られる可能性を持つ

問題点

- 1) みなし子的な製品や行方がわからなくなる製品への対処方法
= 誰かが責任を持つように努力する
- 2) もう生産者がいなくなってしまった製品の持ち主となった生産者の EPR 責任の範囲も考える
- 3) 消費者と地方自治体も生産者をサポートする必要がある
注) しかし地方自治体は特に金銭面でこの問題における「所有者」ではない

例、ドイツ

EPR 責任から逃れられるケース

- 1) 消費者によって製品が破壊されたとき
- 2) EPR 責任を超える他の生産者に消費者によって売られたり、移されたとき
(主にリサイクル、リユースを目的とする)
- 3) 消費の最後のステージにきた生産物が消費者によって回収できない方法で処理されてしまったとき
- 4) 廃棄段階にきた生産物が消費者によってきちんと分別され、回収、管理されたとき(EPR の要求にしたがって)

3.2 拡大、共有された責任の規定について

EPR は

- 1、生産者のみでなく、政府、消費者にも責任が拡大・共有されている。その責任はすべての製品のライフサイクルにおいて共有されている
- 2、各行為者の役割を明確にすることで、生産者のみに負担をかけない
- 3、EPR に対するバリアを取り除くために曖昧さを残さない→法律や協定によって定義する
- 4、廃棄段階の製品を処理するとき、金銭面の責任は EPR を地方自治体で共有することも出来る
- 5、最終生産者の所有権は、廃棄段階のあいだじゅう有効だが、他のアクターの助けが必要(消費後の製品をリサイクルのルートにのせるため)
→生産者に最終消費者と契約上の関係がないことが多いので、政府が消費者に

対して、分別し、責任を持って処理することを要求できる。

→ PRO の助けも必須 それぞれの責任を組織して、PRO メンバー内で効率性と公平性を保つ

3.3 用語の一覧表と定義

あいまいな定義は混乱をまねき、費用と便益の公平な割り当てが出来なくなり、周囲の抵抗を受けることによってどんなに優れた EPR プログラムであっても失敗してしまう

Annex A で示されていること

- a) 拡大 / 共有生産者責任システムの中のアクター
- b) 考慮される製品と廃棄物
- c) 考慮される、アクター間の行動

EPR はすべての製品のライフサイクルにおいて、完全な強い生産物責任のサイクルが存在するように新しい行為者と彼らに対する役割や責任などを課し弱いリンクを強化

→ 義務的なプログラムでは、EPR の行為者が製品 / 製品の適用性とどのように関係を持つかを明確に示す必要がある（特に最終生産者において）

→ 最終生産者の定義には、行為者がごみの管理と防止に 1 番良い位置を占めている場合に、PPP が適用するようにデザインされている。

Ex) ドイツ、オランダ

- ・ 責任をとるグループを大まかに定義し過ぎるとグループが大きすぎて管理できなくなる

↓

- ・ 焦点を絞った対象にした方がよい

↓

- ・ どんなフリーライダーも逃さないような定義をする必要がある（ドイツ・オランダではフリーライダーが大きな問題となっている）

→ 誰が最終生産者かをはっきりさせる = 将来の手続きの混乱を避けるため

状況によって定義をしなくてはけない

添付の定義には、誰が最終生産者であるかを定義しないでおく部分も必要（特に複雑なものについて）

- ・ EPR は廃棄物のルートに含まれる製品がいくつであっても適用する
- ・ Annex A の第二部は、プログラムをデザインするときに使えるチェックリスト・枠組として、対象の製品 / 廃棄物の定義をする

- ・ Annex A の最終部では、“活動”(events ,acts ,transactions) についての定

義がされている

活動は、その製品、物質、金の流れによって、全体的、あるいは部分的に行為者の責任を移させたりする